第明治三十二種郵便物認可　三月三十日

1　平成25年10月30日　水曜日　官　報　（号外第234号）

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○統計法第二十八条の規定に基づき，産業に関する分類を定める件（総務省告示第四〇五号）　一

〔公　告〕

諸事項　二

裁判所
破産，免責，再生関係　三

特殊法人等
平成二十四年度・事業年度財務諸表（独立行政法人家畜改良センター・独立行政法人電子航法研究所），型式住宅部分等製造者の認証，厚生年金基金基金解散・清算人就任，厚生年金基金変更関係　三

地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分，行旅死亡人関係　三

会社その他　三

会社決算公告　三

告　示

○総務省告示第四百五号

統計法（平成十九年法律第五十三号。以下「法」という。）第二十八条第一項の規定に基づき，法第二条第九項に規定する統計基準として，産業に関する分類を次のように定め，平成二十六年四月一日から施行し，同日以後に作成する公的統計（法第二条第三項に規定する公的統計をいう。）の表示に適用する。ただし，施行日前に作成する公的統計の表示であっても，この告示による分類表による分類ができる。

なお，分類表のうち，小分類「819　幼保連携型認定こども園」及び細分類「8191　幼保連携型認定こども園」は，「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日以後に作成する公的統計の表示に適用する。

平成二十一年総務省告示第百七十五号は，平成二十六年三月三十一日限り廃止する。

平成二十五年十月三十日

総務大臣　新藤　義孝

1　統計基準の名称　日本標準産業分類

2　日本標準産業分類を設定する目的

公的統計を産業別に表示する場合において，当該公的統計の統一性と総合性を確保し，利用の向上を図ることを目的とする。

3　一般原則

⑴　産業の定義

日本標準産業分類（以下「本分類」という。）における産業とは，財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を統合したものであり，実際上は，同種の経済活動を営む事業所の総合体と定義される。これには，営利事業と非営利事業がともに含まれるが，家計における主に自家消費のための財又はサービスの生産と供給は含まれない。

⑵　事業所の定義

本分類における事業所とは，経済活動の場所的単位であって原則として次の要件を備えているものをいう。

ア　経済活動が単一の経営主体の下において一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。

イ　財又はサービスの生産と供給が，人及び設備を有して，継続的に行われていること。

すなわち，事業所とは，一般に工場，製作所，事務所，営業所，商店，飲食店，旅館，娯楽場，学校，病院，役所，駅，鉱業所，農家等と呼ばれるものである。

この場合，一構内における経済活動が，単一の経営主体によるものであれば原則として一事業所とし，一構内であっても経営主体が異なれば経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを一事業所とする。

なお，一区画であるかどうかが明らかでない場合は，売上台帳，賃金台帳等経営諸帳簿が同一である範囲を一区画とし，一事業所とする。

また，近接した二つ以上の場所で経済活動が行われている場合は，それぞれ別の事業所とするのが原則であるが，それらの経営諸帳簿が同一で，分離できない場合には，一区画とみなして一事業所とすることがある。

しかし，経済活動の行われる態様は，多種多様のものがあることから，便宜上，次のように取り扱う場合がある。

ア　経済活動が一定の場所で行われず，他に特定の事業所を持たない行商や個人タクシー等の場合は，本人の住居を事業所とする。

イ　住居を仕事場としている著述家，画家，家庭における内職者等の場合は，本人の住居を事業所とする。

ウ　いずれの事業所にも属さず，住居でテレワーク等に従事する場合は，本人の住居を事業所とする。

エ　日々従業者が異なり，賃金台帳も備えられていないような詰所，派出所等は，場所が離れていても原則として別の事業所とせず，それらを管理する事業所に含めて一事業所とする。

オ　農地，山林，海面等で行われる農・林・漁業の経済活動については，その場所を事業所とせず，それらの活動を管理している事務所，営業所又は事業主の住居を事業所とする。

なお，農・林・漁家の場合，一構内（屋敷内）に店舗，工場等を有し，そこで農・林・漁業以外の経済活動が行われている場合は，別にそれらの事業所があるものとする。

カ　建設工事の行われている現場は事業所とせず，その現場を管理する事務所（個人経営等で事務所を持たない場合は，事業主の住居）に含めて一事業所とする。

キ　鉄道業において，一構内にいくつかの組織上の機関（保線区，機関区等）がある場合は，その機関ごとに一事業所とする。ただし，駅，区等の機関で駅長，区長等の管理責任者が置かれていない場合は，その管理責任者のいる機関に含めて一事業所とする。

ク　一構内に二つ以上の学校が併設されている場合は，学校の種類ごとに別の事業所とする（この場合の学校とは，学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による学校とする。）。

なお，教育以外の事業を営んでいる経営主体が，同じ場所に学校を経営している場合，その学校は，教育以外の事業所とは別の事業所とする。

ケ　国，地方公共団体については，一構内であっても，法令により別個の機関として置かれている組織体は，それぞれ一事業所とする。

また，国，地方公共団体が行う公営企業，収益事業等については，当該企業，事業等を行う機関ごとに一事業所とする。

コ　そのほか，事業所の有無を確定することが困難な場合，統計調査によっては事業所の取扱いに若干の相違が生じることがある。

例えば，住居の一部で仕事が行われている場合は，次のように取り扱う場合がある。

㋐　そこに全て事業所があるものとする。

㋑　事業からの収入が収入の主な部分を占めている世帯に限り，事業所があるものとする。

㋒　雇用者のある場合に限り，事業所があるものとする。

㋓　看板類似の社会的標識のある場所に限り，事業所があるものとする。

また，特定の元請業者の下で多くの下請がなされている場合，下請の事業所をその元請業者の下に一括する場合がある。